

令和8年度島根県後期高齢者服薬情報通知業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、島根県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が実施する服薬情報通知業務に当たり、公募型プロポーザルの方法により委託業者を決定するため、必要な事項を定めるものである。

2. 公募の概要

公募概要は、次のとおり

- (1) 委託業務名 令和8年度島根県後期高齢者服薬情報通知業務
- (2) 見積限度額 7,689,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)
- (3) 業務内容 別紙「令和8年度島根県後期高齢者服薬情報通知業務仕様書」のとおり。
- (4) 委託期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3. 参加資格

次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 島根県、広域連合を構成する市町村又は他の後期高齢者医療広域連合(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。)において入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。また、同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。
- (3) 島根県、広域連合を構成する市町村又は他の後期高齢者医療広域連合による指名停止を受けていないこと。
- (4) プライバシーマーク等を取得しており、契約締結日から令和9年3月31日まで使用できる事業者であること。又は、その間に更新予定の事業者であること。

4. 公募から契約履行までの日程

- | | |
|------------------------|----------------------|
| (1) 募集開始・仕様書等の提示(公開) | 令和8年2月17日(火) |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和8年2月24日(火)正午(必着) |
| (3) 質問書の回答 | 令和8年2月27日(金) |
| (4) 参加申込書の提出期限 | 令和8年3月6日(金)午後5時(必着) |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和8年3月11日(水)午後5時(必着) |
| (6) 審査会開催(プレゼンテーション実施) | 令和8年3月25日(水) |
| (7) 選定結果通知 | 令和8年3月26日(木) |
| (8) 契約締結 | 令和8年4月上旬 |

5. 質疑応答

質疑がある場合は、以下の通り質問書を提出する。

- (1) 提出書類 質問書(様式1)を1部提出する
- (2) 提出期限 令和8年2月24日(火)正午まで(必着)
- (3) 提出先 島根県後期高齢者医療広域連合 総務課
- (4) 提出方法 電子メール
- (5) 留意事項 電子メール送信後、その旨を電話連絡すること。
企画提案書の具体的な記載内容及び、評価基準に関する質問は受け付けない。
質問を行った者の名称は公表しない。
- (6) 回答方法 令和8年2月27日(金) 広域連合ホームページに掲載

6. 参加申込

- (1) 提出書類 参加申込書(様式2) 提出部数 1部
誓約書(様式3)
島根県、広域連合を構成する市町村又は他の後期高齢者医療広域連合において入札参加資格の認定を受けていることが確認できる書類(写し) 提出部数 1部

プライバシーマーク登録証等(写し) 提出部数 1部

- (2)提出期限 令和8年3月6日(金) 午後5時まで(必着)
- (3)提出先 島根県後期高齢者医療広域連合 総務課
- (4)提出方法 持参又は郵送
- (5)資格審査 参加申込をした者の参加資格を審査し、審査結果を申込者全員に対して通知する。
- (6)資格取り消し 資格確認後、資格要件に該当しなくなったときは、プロポーザル参加資格を取り消すものとする。

7. 企画提案書等必要書類の提出

参加申込書を提出した者は、企画提案書等を次の通り提出する(書類はA4サイズに統一)。

なお、提出した書類は返却しない。

(1) 提出書類

① 企画提案応募書(様式4)

次のものを添付する。

ア.事業実績(別添資料1) 提出部数 1部

イ.企画提案資料 提出部数 7部

次の項目を参照にして作成する。様式等は任意。

企画提案項目は以下のとおり。

(ア) 対象者の選定

本事業を効率的に実施するため、服薬情報通知対象者の条件及び除外者の条件を具体的に提案すること。また、その理由を示すこと。

(イ) 研修会等の支援

医師会、薬剤師会を対象とした研修会等の実施にあたり、支援内容を具体的に示すこと。

(ウ) 事業全体の効果測定

事業全体の検証方法・内容を示すこと。

(エ) スケジュールの提示

実現可能なスケジュールで示すこと。

(オ) 個人情報管理

個人情報保護に関する事業者の情報の管理体制、従事者の教育等情報漏えいの防止対策を示すこと。

(カ) 業務の実施体制

提案内容を確実に実行できる体制で示すこと。(コールセンターの設置、薬剤師が会議出席できる等サポートできる体制、有職者等のバックアップ体制など)

(キ) 実績

類似の服薬情報通知業務における実績を示すこと。

(ク) 見積書

業務内容の内訳が分かるようにすること。

(ケ) 本業務にかかるセールスポイント

(コ) その他 独自提案等必要があれば追加すること。

- (2)提出期限 令和8年3月11日(水) 午後5時まで(必着)
- (3)提出先 島根県後期高齢者医療広域連合 業務課 保健事業グループ
- (4)提出方法 持参又は郵送

8. 審査方法と契約予定者の決定

(1) 審査方法(プレゼンテーション、質疑応答)

プレゼンテーションの実施方法等については、以下のとおりであるが、詳細は別途通知する。

ア. 実施日

令和8年3月25日(水)

イ. 実施時間

提案者あたり説明20分、質疑応答10分とする。

ウ. 資料等

プレゼンテーションは、提出書類を使用して実施すること。

エ. 出席者

プレゼンテーションは、業務を委託した際に実際に管理責任者等となる者が必ず出席すること。提案者の判断により、その他の者をプレゼンテーションに参加させても差し支えない。

プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

オ. 審査委員会

参加事業者からのプレゼンテーション及び企画提案書等に関する質疑応答を行った後、以下の審査内容に基づき採点を行い、合計点数の最高得点を得たものを本業務の契約予定者とする。

なお、最も合計点数が高い企画提案者が2者以上あるときは、審査内容の「3.業務内容」の点数が最も高い者を契約予定者とする。

(2) 審査内容 合計 100 点満点

評価項目	評価の視点
1. 後期高齢者服薬情報通知業務における実績	
	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び後期高齢者医療広域連合が実施する受診勧奨業務を受託した実績が十分か ・服薬情報通知業務を行い、服薬状況を改善・解消させた実績があるか ・市町村及び都道府県医師会や薬剤師会を対象とした服薬適正化に資する研修会の実績があるか
2. 実施体制	
	業務を的確に遂行するための人員配置や実施体制を整えているか (コールセンターの設置、実績に基づく専門的知識や実務経験、薬剤師が会議出席できる等サポートできる体制、有識者等のバックアップ体制等)
	個人情報保護及び守秘義務の遵守などセキュリティ対策が取られているか(業務履行中のデータの管理体制等)
3. 業務内容	
	[データ分析] <ul style="list-style-type: none"> ・対象者抽出条件が満たされる有害事象のリスク別にデータ分析がなされるか ・レセプトデータだけでは読み取れない、医師の意図や臨床的背景を補足する ATC コード等が引用されているか
	[通知物作成] <ul style="list-style-type: none"> ・通知物が薬剤師や医師にわかりやすい服薬状況、項目化がされているか ・対象者が薬剤師へ相談したくなる創意工夫がされているか ・通知物、封筒などは対象者が取り扱いがしやすい形態か ・報告書がわかりやすいか
	[専門団体との連携] 医師会や薬剤師会との連携にあたり、会議資料作成や研修会開催に向けた準備などの支援が十分あるか
	[スケジュール] <ul style="list-style-type: none"> ・説明会、研修会の開催に向けた準備を計画的に行えるか ・通知物の送付計画は効果的で無理のない計画になっているか
	[効果測定] 服薬情報通知による対象者の行動変容等を詳細に分析し、翌年度に寄与する効果測定であるか(月別・市町村別等、指導に繋がった対象者の傾向)
4. 費用対効果	
	積算の内訳は適切であるか(10 点×最も低い見積価格÷見積価格(小数点以下切り捨て))

(3) 審査結果と契約予定者の決定

- ① 審査結果は企業提案書の提出者全員に通知し、その概要を広域連合のホームページで公表する。
- ② 審査結果に関する一切の事項の質問、説明請求、意見等は受け付けない。
- ③ 審査により選定された1者を本事業の契約予定者とする。

9. 契約方法

契約予定者と広域連合の間で契約条件を協議の上、契約予定者は改めて見積書を提出し予算額の範囲内で契約を締結する。

なお、協議を踏まえ、提案内容の一部を変更する場合がある。また協議が整わない時は次点の企画提案者と協議する場合がある。

10. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る一切の経費は参加者の負担とし提出書類は返却しない。
- (2) 書類に虚偽の記載があった参加者に対しては、失格とする。
- (3) 提案書は1者1点に限る。また提出後の資料の追加または修正等は認めない。
- (4) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- (5) 提出書類は契約予定者選定のために使用し、他の目的には使用しない。
- (6) 本事業の契約予定者には委託締結に至るまで守秘義務を求めるものとする。
- (7) 本要項に定めのない事項については、別途協議の上決定する。

【事前準備行為であることの承諾】

本件は、令和8年4月1日以降に契約する準備行為であることを御承諾のうえ、参加願います。

11. 応募及び問い合わせ先

住所 〒690-0887 島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター4階
担当 島根県後期高齢者医療広域連合 総務課・業務課 保健事業グループ
電話 0852-20-2236 Fax 0852-21-5551
E-mail soumu@shimane-kouiki.jp